

(仮訳)

プレス・リリース

2019年2月28日

バーゼル銀行監督委員会は規制・監督上の取組みについて議論し、規制の実施に係る報告書を承認

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、2月27日から28日にかけてスイス・バーゼルで会合を開催し、規制・監督上の諸課題について議論したほか、各メンバー法域における金融危機後の規制改革の実施についての状況把握（ストックテイク）を行った。

バーゼル委は、以下の点について議論した。

- 非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の実施状況を確認した。バーゼル委は、証拠金規制の枠組みの実施に係る一定の取扱いを明確にするため、証券監督者国際機構（IOSCO）との共同ステートメントを3月に公表する予定。
- 金利指標改革に対する支持を改めて表明するとともに、銀行監督上の要件との関係について検討するための作業計画を承認した。
- 暗号資産（crypto-assets）について、そのエクスポージャーに関する高いリスクを踏まえ、ハイレベルな監督上の期待を表明することに合意した。これは3月に公表される。
- 銀行の健全性に関するバーゼル委のグローバルな最低基準を比例的に適用するに当たっての各法域の実務的な違いについて議論し、そうした実例の要約を3月に公表することに合意した。
- ブラジルとインドにおける安定調達比率（NSFR）及び大口エクスポージャー規制の実施状況に係る審査報告書のレビューを行った。本報告書は数ヶ月以内に公表予定。
- バーゼルⅢの一部の基準の実施に関するフォローアップ報告書及びバーゼル委メンバー法域における対応のレビューを行った。これらは3月に公表される。

また、バーゼル委は金融危機後の規制改革の影響評価に関する作業計画について議論した。作業計画には、横断的な政策課題や、カウンターシクリカルバッファ（CCyB）の枠組み、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）の枠組みに係る今後予定されている影響評価が含まれる。また、バーゼル委メンバーはソブリン・リスクに関する事項についても議論した。

次回バーゼル委会合は、2019年6月19日から20日に暫定的に予定されている。